

## 内部統制システム構築の基本方針

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全役職員がコンプライアンスの重要性を認識し、企業として法令・定款を遵守し、創業精神を尊重した行動をするべく、全役職員を対象とした「企業行動指針」及び「役職員行動規範」を制定する。
- ・コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス意識の浸透・啓発など、コンプライアンス重視の体制を維持する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の重要な会議の議事録や、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に適正に記録し、社内規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役が上記の情報を常時閲覧可能な状態を維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営上に係るリスクを認識し、リスク管理に関する規程、リスク分類毎の規程・基準・マニュアル及び主管部門を定めることにより、リスク管理の実効性を高め、かつ継続的改善を行う。
- ・企業活動に多大な影響を及ぼす可能性のあるリスク案件については、経営会議もしくは取締役会の審議を経て決定する。
- ・リスク分類毎の主管部門は、主管するリスクを管理するための諸制度・施策などシステムを構築・整備し、リスク対応について、指示・助言・協力する。
- ・危機発生に対しては、危機管理に関する基本規程を定め、迅速かつ的確な危機対応を行い、損害の拡大防止、早期収拾及び事業継続の確保を図る。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営上重要な事項については、隔月毎に開催する定例取締役会に加え、臨時取締役会を必要に応じて随時開催することにより、十分な審議を経て決定する。
- ・職務執行上の重要な事項については、原則として週1回開催される経営会議において、多面的な検討を行い、十分な審議を経て決定する。

- ・取締役の迅速な意思決定と業務執行における責任の明確化を実現するために「執行役員制度」を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。

## 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、次に掲げる体制を整備する。

### (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。

### (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・子会社管理に関する社内規程に則り、定期的フォローアップを実施し、子会社の健全な経営に配慮するとともに、損失の危険の発生が見込まれる場合は、時機を失せず、適切な対応策を講じる。

### (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・子会社に対し取締役・監査役等を派遣し、子会社の経営上の重要事項について、意思決定に先立ち、当社と子会社間で事前協議がなされる体制をとる。

### (ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の企業理念に準じ、子会社の「企業行動指針」および「役職員行動規範」を定め、コンプライアンスの徹底を図る。
- ・当社の監査役による監査や、内部監査部門による監査を実施する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くことができる。
- ・当該使用人の異動、評価等人事権に係る事項は、監査役の同意を得た上で行う。
- ・当該使用人は、監査役の直接の指揮命令に従うものとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議のほか全ての会議または委員会等に参加し、報告を受けることができる。
- ・ 当社及び子会社の役職員は、職務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項及び監査役が求める事項については、遅滞なく監査役に報告する。
- ・ 監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の取扱いに係る方針

- ・ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は当社及び子会社の役職員及び会計監査人との会合をもち、相互に意見交換を行う。
- ・ 監査役は、子会社の監査人と連携をとり、当該子会社の監査内容について説明を受ける等、情報交換を行う。
- ・ 監査役は、その職務に必要な場合、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めることができる。
- ・ 監査役は、内部監査部門と調整し、必要に応じて内部監査部門と連携し、協同して監査を行う。

改定 平成 27 年 7 月 28 日